

**<20年度>〔第1問〕(配点：50)**

以下の事実関係を前提として、後記の設問に答えよ。

**【事実関係】**

甲は、傘生地に特殊の樹脂を塗布する防水加工を施すことにより、防水効果を発揮することを特徴とする傘の発明(以下「甲発明」という。)の特許権を有している。

乙は、甲発明の特許権について、その存続期間全部に対応する実施料全額を甲に一括して支払って、甲から、専用実施権の設定を受け、甲発明の実施品であるA傘の製造販売をしている。

一方で、丙は、甲発明の特許出願がされた後、独自に開発した紫外線を吸収する傘生地に、上記特殊の樹脂を特定の温度条件で塗布する防水加工を施すことにより、紫外線カット(UVカット)効果及び防水効果を共に発揮する傘の発明(以下「丙発明」という。)の特許出願をし、特許権の設定登録を受けた。

丁は、丙から、丙発明の特許権について通常実施権の許諾を受け、丙発明の実施品であるB傘の製造販売を開始した。

**〔設問1〕**

甲と乙は、それぞれ丁に対し、B傘の製造販売の差止め及び損害賠償を請求することができるか。

**〔設問2〕**

1. 丁は、丙発明の特許について、特許無効審判を請求することができるか。
2. (1) 丙発明の特許を無効とする審決が確定した場合、丁は、丙に対し、既払の実施料の返還を請求することができるか。
- (2) また、前記(1)の審決の確定前の期間に対応する実施料に未払があった場合、丙は、丁に対し、その未払分の実施料の支払を請求することができるか。